



進路だより



令和5年1月26日

出願状況の発表と出願変更について【重要】

公立高校への願書提出は終了しています。推薦の受検票は1月27日（金）までに、一般の受検票は2月13日（月）までに中学校に届く予定です。入試日が近くなったらお渡ししますので、それまでは中学校で大切に保管します。

また、本日25日（水）は、公立高校入学者選抜の出願状況の発表日です。27日（金）から出願変更の受付が始まります。出願変更を行う場合は、下記の手続き方法をよくご確認ください。

【公立高校の出願変更手続きの流れについて】

出願変更は1回だけ認められています。詳細は、進路説明会の資料をご覧ください。手続きの流れは、下記のとおりです。

- 1 保護者の方から、担任へ連絡をいただきます。
(生徒からの申し出だけでは手続きが始められませんので、ご注意ください)
- 2 保護者の方に中学校に来校していただき、生徒と一緒に出願手続き依頼書の訂正を行い、最終確認を行います。(時間帯によっては授業を抜けることがあります。)
- 3 同時に、出願変更に関わる書類を作成していただきます。
- 4 当初出願した高校に保護者が行っていただき、書類を提出していただきます。手続きを済ませたら、高校から渡された書類を中学校に提出してください。

公立高校が出願変更を受け付ける期間は、1月27日（金）～2月2日（木）の9:00～16:30です。(最終日は16:00まで) そのため、**中学校での受付終了は前日の1日（水）17:00までとします。**

※出願変更に関わる書類の保護者署名欄は、願書と同一の氏名を署名することになりますので、願書に署名された方が手続きにお越しくください。

※「出願先高校→変更先高校」が「道立→市立」「市立→道立」の場合は、願書を書き直す必要があります。また、入学検定料（入学手数料）の還付手続きを行うため、銀行口座番号や名義等がわかるものをご持参いただきます。

【出願変更の場合の願書・入学検定料（入学手数料）の扱い】

	願書の提出	入学検定料（入学手数料）
道立→道立	不要	不要（出願変更、再出願ともに）
道立→市立	新たに提出	必要 (出願変更の場合は還付されるが、再出願の場合は還付されない) ※新たに支払いが必要となり、銀行振込となります。
市立→道立	新たに提出	必要 (出願変更の場合は還付されるが、再出願の場合は還付されない) ※新たに支払いが必要となり、収入証紙を購入していただきます。
市立→市立	不要	不要（出願変更、再出願ともに）

※高校が手続きに要する費用（郵送料）は出願者の負担になります。

手続きの際には、以下の金額分の切手をご用意ください。

道立⇒道立（市立⇒道立）440円、道立⇒市立 404円、市立⇒市立 460円

【出願変更における注意点】

出願変更は、道内の公立高校受検者の権利です。権利ですから、出願変更は自分にとって「利」となる選択であってほしいと考えます。出願変更は、自分の進路実現のために必要な選択でしょうか。気持ちを切り替え、前向きに努力するために必要な選択でしょうか。出願変更をしたから合格しやすくなるというわけではありません。出願変更をした高校に合格して、いざ通ってみたら「思っていたのとは違う」ということも起こるかもしれません。自分で悩んだ末の決断であれば、どのような形であれ、最後は納得できると思います。倍率などを見た一時の感情で決めてしまうのは性急ではないかと思います。これまで、出願先についてじっくりと考えてきたはずですから、出願変更の判断についてもじっくり考えてほしいと思います。安易な決断をして、後悔してほしくありません。自分の決断に自信と責任をもって行動するためにも、保護者の方や先生とよく相談して決められるとよいと思います。

（１）倍率について

1.1 倍や 1.2 倍という数字は、各高校の募集人員（定員）に対して出願者がどの程度いるのかを示しています。しかし、小数第2位を四捨五入しているため、注意が必要です。また、募集人員が違う高校の倍率が同じ数字だとしても、実際の人数は異なります。情報（出願状況）を正しく理解してください。

（２）推薦選抜について

一般選抜より先に選抜される推薦出願者が存在します。推薦選抜において、合格内定となった人の分だけ入学枠が減少します。また、合格内定とならなかった人は再出願することができます。そのため、最終の出願状況は、2月28日（火）の再出願後の出願状況の発表までわかりません。